
プロジェクト **収益認識**

項目 **顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失**

これまでの経緯

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018 年 3 月 30 日に、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「収益認識会計基準等」という。）を公表した。
 - (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）
 - (2) 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）
2. 収益認識会計基準においては、下記のとおり、注記事項について、収益認識会計基準が適用される時（2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に（以下「強制適用時まで」という。）検討することとしている（収益認識会計基準第 156 項（結論の背景））。

本会計基準を早期適用する段階では、各国の早期適用の事例及び我が国の IFRS 第 15 号の準備状況に関する情報が限定的であり、IFRS 第 15 号の注記事項の有用性とコストの評価を十分に行うことができないため、必要最低限の定めを除き、基本的に注記事項は定めないこととし、本会計基準が適用される時（平成 33 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に、注記事項の定めを検討することとした。（一部略）

本資料の目的

3. 本資料は、注記事項のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産に係る減損損失の注記について検討する。

IFRS 第 15 号

4. IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）は企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失（企業はこれを他の契約からの減損損失と区別して開示しなければならない）の金額を表示又は注記することを要求している。関連する定めは次のとおりである。

113 企業は、報告期間についての次のすべての金額を開示しなければならない。ただし、当該金額が他の基準に従って包括利益計算書に区分表示されている場合は除く。

(a) (省略)

(b) 企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について（IFRS 第9号に従って）認識した減損損失（企業はこれを他の契約からの減損損失と区別して開示しなければならない）

ASBJ 事務局による分析及び提案

5. 本論点については、特段の懸念が示されたり、意見が分かれていたりしたわけではなく、基本的に、表示及び注記について早期適用段階では定めないこととしたために、収益認識会計基準等において定められなかったものと理解している。
6. 企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失の金額を表示又は注記により開示することにより、企業の顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの不確実性を財務諸表利用者が理解するための有用な情報が提供されると考えられる。
7. また、財務諸表作成者にとっても、企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失の金額は、非経常的な事象として質的な重要性があることから、個別に把握されているものと考えられ、追加的な負担は大きなものではないと考えられる。
8. 前項までの分析の結果、顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の金額について、表示又は注記により、開示を要求することが適切と考えられるかどうか。また、当該提案に基づく文案は次のとおりである（追加を提案する文言に下線、削除を提案する文言に取消線を付している。また、IFRS からの主な修正部分を青でハイライトしている。）。

【会計基準】

顧客との契約から生じた債権又は契約資産について金融商品会計基準に従って認識した減損損失貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額は、損益計算書において他の契約からの減損損失費用と区分して表示するか、当該金額を注記する（¶ 113(b)）。

ディスカッション・ポイント

顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の金額の開示に関する事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

以 上